

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
ふりがな  
氏名 印  
生年月日 年 月 日生  
(法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

土砂の埋立て等許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置		
	地目	(登記簿)	(現況)
	面積 (m <sup>2</sup> )		
土砂の埋立て等の目的			
土砂の埋立て等を行う期間			
土砂の埋立て等の完了時	土砂の数量 (m <sup>3</sup> )		
	土地の形状		
排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画			
土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置			
土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画		別紙	

土砂の埋立て等に使用する土砂の性状				
廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に適した土砂の使用のために講ずる措置				
土砂の埋立て等が法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の許可等の状況	法令等の名称			
	申請（届出）年月日			
	許可等の状況			
現場管理者の氏名				
申請者が未成年者の場合	法定代理人の住所			
	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	法定代理人の氏名			

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

別紙

土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画

採取場所	搬入計画			
	予定量 (m <sup>3</sup> )	最大日量 (m <sup>3</sup> )	搬入期間	土砂の性状

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
 ふりがな  
 氏名 印  
 生年月日 年 月 日生  
 （法人にあっては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

土砂の埋立て等（一時堆積行為）許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	地目	(登記簿) : (現況)
	面積 (㎡)	
土砂の埋立て等の目的		
土砂の埋立て等を行う期間		
土砂の埋立て等の最大堆積時	土砂の数量 (㎡)	
	土地の形状	
排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画		
土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置		
土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画	別紙	

土砂の埋立て等に使用される土砂の搬入及び搬出の年間の予定数量	搬入数量 (m <sup>3</sup> )			
	搬出数量 (m <sup>3</sup> )			
土砂の埋立て等に使用する土砂の性状				
廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に適した土砂の使用のために講ずる措置				
土砂の埋立て等が法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の許可等の状況	法令等の名称			
	申請 (届出) 年月日			
	許可等の状況			
現場管理者の氏名				
申請者が未成年者の場合	法定代理人の住所			
	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	法定代理人の氏名			

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

## 土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画

採取場所	搬入計画			
	予定量 (m <sup>3</sup> )	最大日量 (m <sup>3</sup> )	搬入期間	土砂の性状

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

第十四号様式及び第十五号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
 ふりがな  
 氏名 印  
 生年月日 年 月 日生  
 （法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

土砂の埋立て等承継届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置			
	面積（㎡）			
許可年月日及び許可番号				
承継年月日				
承継前の事業者	住所			
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
承継人が未成年者の場合	法定代理人の住所			
	ふりがな	生年月日	年 月 日生	
	法定代理人の氏名			
承継の原因				

承継人が法人の場合				
役員に関する事項（代表者を除く。）	役員住所			
	役員職名			
	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	役員氏名			
株主又は出資をしている者に関する事項	株主等の住所			
	株主等の氏名			
	保有する株式の数又は出資の金額			
使用人に関する事項	使用人住所			
	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	使用人氏名			

注 株主又は出資をしている者に関する事項の欄は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者について記載すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
 ふりがな  
 氏名 印  
 生年月日 年 月 日生  
 （法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

土砂の埋立て等譲受許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第17条第2項の規定により、土砂の埋立て等の事業の全部を譲り受けたいので、次のとおり申請します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置			
	面積 (m <sup>2</sup> )			
許可年月日及び許可番号				
譲受けの相手方の氏名及び住所	住所			
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
譲受人が未成年者の場合	法定代理人の住所			
	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	法定代理人の氏名			
譲受けの理由				

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の山梨県補助金等交付規則第十五条第一項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる補助金等の交付の決定について適用し、施行日前に行われた補助金等の交付の決定については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後の山梨県公有財産事務取扱規則第二十九条第二項の規定は、施行日以後に行われる普通財産の貸付けの申請及び行政財産の使用の許可の申請について適用し、施行日前に行われた普通財産の貸付けの申請及び行政財産の使用の許可の申請については、なお従前の例による。
- 4 第三条の規定による改正後の山梨県収入証紙条例施行規則第五条第二項の規定は、施行日以後に行われる指定売りさばき人の指定の申請について適用し、施行日前に行われた指定売りさばき人の指定の申請については、なお従前の例による。
- 5 第四条の規定による改正後の山梨県庁舎等管理規則第八条第二項及び第九条第二項の規定は、施行日以後に行われる行商等の許可の申請及び一時使用等の許可の申請について適用し、施行日前に行われた行商等の許可の申請及び一時使用等の許可の申請については、なお従前の例による。

山梨県規則第七号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の九第一号を次のように改める。

- 一 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、財務状況が良好であること。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県規則第八号

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。  
第五条中「商品先物取引に係る事業所得」を「先物取引に係る事業所得、譲渡所得」に改める。  
第三号様式中「~~取引所得~~」を「~~先物取引に係る事業所得、譲渡所得~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県情報公開条例施行規則(平成十二年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十九条中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県辺地振興条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県辺地振興条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県辺地振興条例施行規則(昭和四十年山梨県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中、「一五 当該地域に電話がない場合」を「一五 当該地域に電話がない場合」に改める。  
「一〇」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県住民基本台帳法施行細則及び山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県住民基本台帳法施行細則及び山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県住民基本台帳法施行細則(平成十四年山梨県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第一項第三号」を「第五条第一項第三号」に改める。

第三条中「第四条第二項(条例第六条第三項)」を「第五条第二項(条例第七条第三項)」に改める。

第六条第一項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第一項第三号」を「第七条第一項第三号」に改め、本則に次の一条を加える。

(条例別表の規則で定める事務)  
第八条 条例別表第一号の規則で定める事務は、火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

2 条例別表第二号の規則で定める事務は、県税の犯則事件の調査に關して行う犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

3 条例別表第三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。  
一 採石業者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 採石業者の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

4 条例別表第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

5 条例別表第五号の規則で定める事務は、県税の賦課又は徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。)に關して行う次に掲げる者(当該者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この項において「人格のない社団等」という。)を含む。)である場合は、当該法人の役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。)又は清算人)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

一 納税者、特別徴収義務者、納税義務者、第二次納税義務者、保証人又は納税管理(以下「納税者等」という。)

二 納税者等の相続人

三 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

四 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

五 納税者等が有する財産を占有する第三者又はこれを占有していると認めるに足る相当の理由がある第三者

六 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足る相当の理由がある第三者

6 条例別表第六号の規則で定める事務は、看護職員修学資金の貸与を受けた者又はその連帯保証人若しくはこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

7 条例別表第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。  
一 特別給付金を受ける権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 特別給付金を受ける権利を有する者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

8 条例別表第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。  
一 特別弔慰金を受ける権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

- 二 特別弔慰金を受ける権利を有する者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 9 条例別表第九号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - 一 特別給付金を受ける権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
  - 二 特別給付金を受ける権利を有する者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 10 条例別表第十号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - 一 特別給付金を受ける権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
  - 二 特別給付金を受ける権利を有する者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 11 条例別表第十一号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - 一 砂利採取業者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 二 砂利採取業者の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 12 条例別表第十二号の規則で定める事務は、年金の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 13 条例別表第十三号の規則で定める事務は、家賃、駐車場に係る使用料その他の費用又は過料の徴収に關して行う入居者（入居者であった者を含む。）又はその連帯保証人若しくはこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 14 条例別表第十四号の規則で定める事務は、家賃、駐車場に係る使用料その他の費用又は過料の徴収に關して行う入居者（入居者であった者を含む。）又はその連帯保証人若しくはこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 15 条例別表第十五号の規則で定める事務は、医師修学資金の貸与を受けた者又はその連帯保証人若しくはこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

（山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正）

**第二条** 山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「戸籍の抄本又は」を削り、同項に次のただし書を加える。  
 ただし、年金受給権者が県の区域内に住所を有する場合は、当該住民票の写しの添付を省略することができる。

第三十号様式中「ひびし、福咄咄」を「ひびし、福咄咄」に、「ひびし」を「ひびし」に改める。  
 ただし、ひびし福咄咄が福の区域内に住所を有する場合は、記載することができる。」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十二号**

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内 正 明

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則  
 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第八号中「第六条第二項各号」を「第七条第二項各号」に改める。  
 第三条を次のように改める。

（事業の定員）

**第三条** センターにおける次の表の上欄に掲げる区分ごとの定員は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区分	定員
一 条例第四条第一号の者を入所させ、養護するとともに、その者の援助を行う事業	五〇人
二 条例第四条第二号の特定施設入居者生活介護を行う事業	五〇人
三 条例第四条第三号の介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業	五〇人
四 条例第四条第四号の生活介護を行う事業	六〇人
五 条例第四条第五号の短期入所を行う事業	四人

六 条例第四条第六号の施設入所支援を行う事業

六〇人

第四条を削る。

別表を削る。

別記様式中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県規則第十三号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則及び山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則及び山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「次のとおり」を「次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理計画書(第十五号様式)を当該年度の六月三十日までに提出すること」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 計画期間
  - 三 当該事業場において現に行つている事業に関する事項
  - 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
  - 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
  - 六 産業廃棄物の分別に関する事項
  - 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
  - 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
  - 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
  - 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項
- 第三十九条中「及び」を「の提出又は」に、「の内容を一年間公衆の縦覧に供する」を「を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する」に改める。

第十五号様式及び第十六号様式を次のように改める。

第15号様式（第37条関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

山梨県知事 殿

提出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

事業場の所在地

計画期間

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④産業廃棄物の一連の処理の工程

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

## (第6面)

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによつて減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行つている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

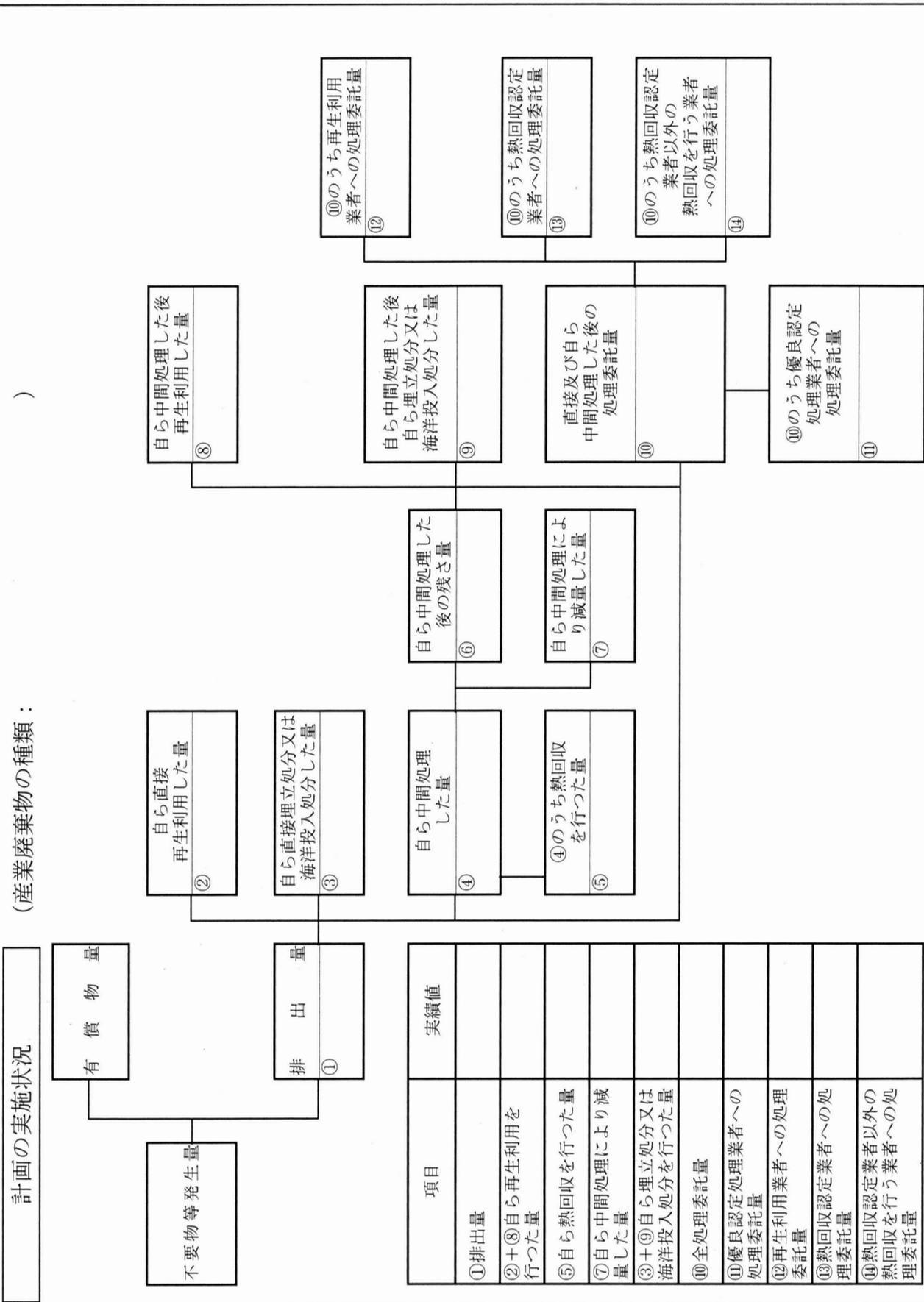
提出者  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第2項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(第2面)

(産業廃棄物の種類：)



項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

## (第3面)

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行つた量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行つている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「第十九条」を「第二十一条」に、「第十八号様式」を「第二十二号様式」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十六号中「第十八号」を「第二十号」に、「第十七号様式」を「第二十一号様式」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十五号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十六号様式」を「第二十号様式」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十四号中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の七第五項」に、「第十五号様式」を「第十九号様式」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十三号中「第十二条の七の七第二項」を「第十二条の七の七第二項」に、「第十四号様式」を「第十八号様式」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十二号中「第十三号様式」を「第十七号様式」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十号中「第十一号様式」を「第十五号様式」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号中「第十号様式」を「第十四号様式」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第八号中「第九号様式」を「第十三号様式」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九 省令第五条の五の五第一項の申請書 熱回収施設設置者認定申請書(第十号様式)

十 省令第五条の五の十第一項の届出書 熱回収施設休廃止等届出書(第十一号様式)

十一 省令第五条の五の十一第一項の報告書 熱回収報告書(第十二号様式)

第三条第六号中「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第四条の四の二第一項の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(第四号様式)

第四条第一項中「第十九号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条第二項中「第二十二号様式」を「第二十四号様式」に改め、同条第三項中「第二十一号様式」を「第二十五号様式」に改め、同条第四項中「第二十二号様式」を「第二十六号様式」に改め、同条第五項中「第二十三号様式」を「第二十七号様式」に改め、同条第七項中

「き損し」を「毀損し」に、「第二十四号様式」を「第二十八号様式」に改める。  
 第五条中「前条第十五号から第十七号まで」を「第三条第十九号から第二十一号まで」に改める。

第一号様式中「第九条の十第三項」を「第九号の十一第三項」に改める。  
 第二号様式中「法第七條第五項第四号」に規定する」を削り、「簿記計算書」を「簿記簿、株出資本増減動計算書、個別注記表」に改める。  
 第二十四号様式を第二十八号様式とし、第十九号様式から第二十三号様式までを四様式ずつ繰り下げる。

第十八号様式中「第九号」を「第二十一号」に改め、同様式を第二十二号様式とする。

第十七号様式中「第十八号」を「第二十二号」に改め、同様式を第二十三号様式とし、第十六号様式を第二十四号様式とする。

第十五号様式中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の七第五項」に、「第十二条の七の六第四号の二」を「第十二条の七の七の六第四号の二」に、「第十二条の七の七第四項」を「第十二条の七の七第四項」に改め、同様式を第十九号様式とする。

第十四号様式中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に、「第十二条の七の六第四号の二」を「第十二条の七の七の六第四号の二」に改め、同様式を第十八号様式とし、第十三号様式を第十七号様式とする。

第十二号様式中「法第七條第五項第四号」に規定する」を削り、「簿記計算書」を「簿記簿、株出資本増減動計算書、個別注記表」に改め、同様式を第十六号様式とする。

第十一号様式中「法第七條第五項第四号」に規定する」を削り、「簿記計算書」を「簿記簿、株出資本増減動計算書、個別注記表」に改め、同様式を第十五号様式とする。  
 第十号様式中「第九号の三第七項」を「第九号の三第八項」に改め、同様式を第十四号様式とし、第九号様式を第十三号様式とする。

第八号様式中「第九号の三第十項」を「第九号の三第十一項」に改め、同様式を第九号様式とし、同様式の次に次の三様式を加える。

第10号様式（第3条関係）

山梨県公報号外 第二十五号 平成二十三年三月二十八日

熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者  
住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※ 認定の年月日		年 月 日
※ 認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
※事務処理欄		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記載すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

※手数料欄

第11号様式（第3条関係）

熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者  
住所  
氏名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日
※ 事務処理欄		
備考		
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>		

熱回収報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

報告者  
住所  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年 4 月 1 日 から ま での 年 間 の 熱 回 収 率	年 3 月 3 1 日 %

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

第七号様式中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同様式を第八号様式とする。  
第六号様式中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同様式を第七号様式とする。  
第五号様式中「法第7条第5項第4号」に規定する」を削り、同様式を第六号様式とし、第四号様式を第五号様式とする。  
第三号様式の次に次の一様式を加える。

一般廃棄物処理施設定期検査申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div>	
山梨県知事	殿
申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span> （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

**附則**

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則第三十九条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

**山梨県規則第十四号**

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明  
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中第二百九十九号の三を第二百九十九号の五とし、第二百九十九号の二を第二百九十九号の四とし、第二百九十九号の次に次の二号を加える。

- 二百九十九の二 熱回収一般廃棄物処理施設認定申請手数料
- 二百九十九の三 熱回収一般廃棄物処理施設認定更新申請手数料

別表中第三百十三号の三を第三百十三号の五とし、第三百十三号の二を第三百十三号の四とし、第三百十三号の次に次の二号を加える。

- 三百十三の二 熱回収産業廃棄物処理施設認定申請手数料
- 三百十三の三 熱回収産業廃棄物処理施設認定更新申請手数料

**附則**

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十五号**

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明  
山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中、「中部横断自動車道用地事務所」を、「中部横断自動車道推進事務所」に改める。

第三十条第三項の表二の項中、「中部横断自動車道用地事務所次長」を、「中部横断自動車道推進事務所次長」に改め、同条第四項の表中、「会計第一課、会計第二課、会計第三課及び会計第四課（会計第三課及び会計第四課については、中北地域県民センターに限る。）の」を、「所管区域内のかいの財務事務を処理する」に改める。

第三十一条第一項の表二の項中、「県立博物館総務課長」の下に、「県立考古博物館次長」を加える。

第五十七条中、「次の各号に」を、「次に」に、「第四十号様式」を、「第四十号様式」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が特別な理由があると認めるものについては、請求年月日の記載を省略することができる。

第百二十二条第二項中、「請求書」を、「工事完成届、納品書、請求書等」に改め、「記載し」の下に、「署名又は」を加える。

第百三十五条第一項中、「なるべく」を、「原則として」に改める。

別表第一中、「中部横断自動車道用地事務所」を、「中部横断自動車道推進事務所」に改める。

別表第一の二から別表第一の四までを次のように改める。  
別表第一の二（第三条関係）  
かい長に委任する出先機関

かい長	出先機関
一 中央児童相談所所長	こころの発達総合支援センター
二 県立考古博物館館長	埋蔵文化財センター

別表第一の三（第三条の二関係）  
財務審査監等の職にある出納員に委任する出先機関

出納員	出先機関
一 中央児童相談所を所管する出納員	こころの発達総合支援センター
二 県立考古博物館を所管する出納員	埋蔵文化財センター

別表第一の四（第三条の二関係）  
県民センター管内のかいに置かれる物品出納員に委任する出先機関

物品出納員	出先機関
一 中央児童相談所を所管する物品出納員	こころの発達総合支援センター
二 県立考古博物館を所管する物品出納員	埋蔵文化財センター

**附則**

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番